

特定整備路線の用地取得に向けた取組～関係権利者に寄り添うきめ細かな支援～

1 木密地域の現状・事業概要

木造住宅密集地域(木密地域)の現状

- 老朽化した住宅が多く、地震火災などの被害が甚大となるおそれ
- 狭あい道路、行き止まり道路が多く、消防活動等に支障をきたすおそれ



震災時における市街地の延焼を遮断→「燃え広がらないまち」の実現

- 木密地域のうち特に甚大な被害が想定される6,500haを整備地域に指定
- 特定整備路線整備事業では、2025年(令和7)年度までに整備地域の不燃化に大きな効果を有する都市計画道路を整備(28区間 延長約25km)

2 特定整備路線の用地取得における生活再建支援の必要性

住居(又は店舗等)の移転、又は建替えなどの生活再建に向けた不安の解消及び具体的支援策の実施

3 支援策のメニュー

① 東京都が実施する支援策

■ 優遇金利による移転資金の貸付

特定整備路線の関係権利者に対し、移転資金を年利0.059% (令和6年度貸付の場合)の優遇金利(固定金利)で貸付を実施 (※令和6年度通常は年利1.1%、毎年4月に年利見直しを行う)

■ 事業用代替地のあっせん

特定整備路線の関係権利者の希望を踏まえた代替地のあっせん

■ 都営住宅等のあっせん

移転先として公的住宅を希望する関係権利者で、入居条件を満たす場合は、公共事業のための割り当てにより都営住宅等をあっせん

■ “あんしん住みかえ支援隊”による訪問型支援

福祉の専門知識と経験を有する支援チームが関係権利者のもとを訪ね、状況に応じたサポートを実施

② 民間事業者のノウハウを活用した相談窓口の設置

民間専門事業者を企画提案により選定し次の業務を委託

- 相談窓口を路線近傍に設置し関係権利者の移転・再建等に関する相談業務
- 関係権利者の生活再建に関するサポート

- ★ 令和2年度から令和4年度で総合評価方式により相談窓口の再選定を実施済
- ★ 用地取得の進捗に合わせ相談窓口の規模の最適化を実施中

4 相談窓口の設置例と相談体制

① 相談窓口の設置例

- ・特定整備路線28区間ににおいて17区間15箇所で相談窓口を設置中
※参考 都市整備局4区間3箇所



② 相談体制のイメージ

